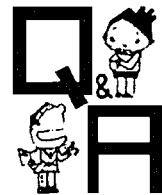


新しい国民年金

＝昭和六十一年四月からスタート＝



あなたの年金相談室

Q サラリーマンの妻は全員、届出をしなければなりませんか。

A 昭和六十一年一月三十
一日までに届出をする人は、

人のうち、夫が厚生年金または船員保険に加入し、その夫に扶養されている奥さんです。国民年金に任意加入してい る奥さんでも、奥さん自身に相当の収入がある場合は、新制度になつても第一号被保険者として、ひき続き保険料を 納めることになるので、今回 は届出をする必要はありません。

現 行 制 度	新 制 度		
	夫の扶養を受けていない	夫の扶養を受けている 夫が厚生年金・船員保険に加入	夫が共済年金に加入
国民年金に任意加入	第1号被保険者 →引き続き保険料を納める。	第3号被保険者 →市に届け出て認定を受ける。(今回の種別確認の対象)	共済年金改正法案が成立すれば第3号被保険者
国民年金に未加入	第1号被保険者 →昭和61年4月以降市に届け出て、保険料を納める。	第3号被保険者 →昭和61年4月以降市に届け出て、認定を受ける。	→共済年金改正法案の審議状況をみて対応する。
厚生年金に加入	厚生年金に加入(国民年金の第2号被保険者) →本人は手続きする必要なし		

A 新厚生年金の加入は六十五歳になるまで、六十五歳以上の人（大正十年四月一日以前に生まれた人）は、新制度が発足すると同時に被保険者でなくなります。

新制度が発足するとき六十歳未満の奥さんは国民年金に加入しなければなりませんが夫が六十五歳以上ですと「厚生年金加入者の被扶養配偶者」になりますので、奥さんは

Q 届出の用紙は、いつ頃
送られてきますか。
A 社会保険庁から十月末
に発送されましたので、十一
月初めにお手元へ届いている
はずです。

号被保険者となつて、国民年金の保険料を納めることになります。

Q 国民年金に任意加入して
いても、届出の用紙が送ら
れてこないときは、どうしま
すか。

年金の手続きは夫婦みちずれ

新制度になると、夫婦それぞれが基礎年金をもらうようになりますが、そのために年金の上で夫婦のかかわり方が小さくなるのではなく、反対に、夫婦のかかわりはもっと大きくなります。とくに、次の場合には忘れずに市に届け出てください。

この場合、夫が自営業者になると、夫婦ともが国民年金の保険料を個人で負担します。

60歲・退職

夫	厚生年金加入	老齢厚生年金受給 市へ届出	60歳
妻	第3号被保険者	第1号被保険者	

夫が退職すれば、妻は60歳になるまで第1号保険者になり、保険料を納めます。

年会加入

妻 第3号被保険者 第1号被保険者

妻自身が自営業などで一定以上の収入を得るようになれば、第1号被保険者になり、保険料を納めます

Q 第三号被保険者の届出
が遅れるなどどうなりますか。
A 第三号被保険者について
ても、他の被保険者と同様に
届出によって記録された被保
険者原簿にもとづいて年金が
支給されます。

れていると、その当時、奥さんの配偶者が厚生年金に加入していたが、奥さんが配偶者に扶養されていたか、事実認定ができなくなります。そうなると、せつかくの年金の権利もなくなってしまいます。

第三号被保険者の届出は、保険料を納める代りをする重要な手続きですから、くれぐれ

夫	厚生年金加入	共済年金加入
	市へ届出	60歳
妻	第3号被保険者	第3号被保険者

(共済年金に基礎年金が導入された場合)

いずれも第3号被保険者ですが、妻の分の拠出金を負担する制度がかわるので、届け出が必要です。

転職　自営業 60歳
夫 厚生年金加入 国民年金(第1号被保険者)
市へ届出 60歳

妻 第3号被保険者 第1号被保険者